

愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス広告掲載契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス（以下、「給与WEB明細書」という。）への広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（趣旨）

第2条 甲及び乙は、別紙「愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス広告掲載要領」及び「愛媛県給与等支給明細書閲覧サービス広告掲載仕様書」に基づき、給与WEB明細書に広告を掲載し、乙は、甲に対し、その対価を支払う。

（品名及び契約金額等）

第3条 契約金額、契約期間等は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額〇〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇円）
- (2) 契約期間
令和8年4月15日～令和9年3月31日
契約期間中に給与12回、期末・勤勉手当2回及び改定差額（支給の必要がある場合のみ）が予定されている。
- (3) 契約保証金
乙は、第1号に定める契約金額総額の10分の1に相当する額を契約保証金として支払わなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条に定める場合については、この限りではない。

（契約金の納付方法）

第4条 乙は、給与WEB明細書に掲載した広告の代金として、第3条第1号に定める契約金額を、令和9年4月末日までに、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する契約金を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

（協議による契約の解除）

第5条 甲は、必要があるときは、乙との協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約の締結及び履行に関し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 乙が履行期限までに履行を完了する見込みがないとき。
- (3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱（平成18年5月30日制定）第2条各号のいずれかの事項に該当すると認められ

るとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

(権利及び義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(契約の費用等)

第9条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(危険負担)

第11条 契約締結後、納入日までに甲、乙双方の責めに帰することのできない理由により発生した損害については、一切乙の負担とする。

(定めのない事項)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村 時 広

乙